

GRIスタンダード対照表

GRI内容索引

【利用に関する声明】

東レ株式会社はGRIスタンダードを参照し、2024年4月1日～2025年3月31日までの期間について、本GRIスタンダード対照表に記載した情報を報告する。なお、一部当該期間以後の内容も含む。

【利用したGRI1】 GRI1：基礎 2021

GRI2：一般開示事項 2021

GRIスタンダード		掲載場所
組織と報告実務		
2-1	組織の詳細	＞ 会社概況
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	＞ 編集方針
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	＞ 編集方針
2-4	情報の修正・訂正記述	該当なし
2-5	外部保証	＞ 第三者保証
活動と労働者		
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築 ＞ 東レグループのCSR調達活動
2-7	従業員	＞ ESGデータ一覧
2-8	従業員以外の労働者	
ガバナンス		
2-9	ガバナンス構造と構成	＞ 企業統治 コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-11	最高ガバナンス機関の議長	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF

2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	＞ CSRの推進 ＞ 「CSRロードマップ 2025」（対象期間：2023—2025年度）
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	＞ CSRの推進 ＞ 「CSRロードマップ 2025」（対象期間：2023—2025年度）
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	
2-15	利益相反	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-16	重大な懸念事項の伝達	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF ＞ 東レグループのサステナビリティ推進 ＞ 倫理とコンプライアンス ＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 ＞ 生物多様性への取り組み ＞ リスクマネジメント ＞ 情報セキュリティリスクへの取り組み ＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ 東レグループの気候変動への対応
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-19	報酬方針	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-20	報酬の決定プロセス	コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF
2-21	年間報酬総額の比率	＞ ESGデータ一覧
戦略、方針、実務慣行		
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	＞ トップコミットメント ＞ 東レグループのサステナビリティ推進
2-23	方針声明	＞ CSRに関する方針・ガイドライン等一覧
2-24	方針声明の実践	＞ CSRの推進 ＞ CSR活動報告（各CSRガイドラインの活動報告） ＞ 「CSRロードマップ 2025」（対象期間：2023—2025年度） ＞ 企業統治 ＞ 倫理とコンプライアンス ＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 製品の品質と安全 ＞ リスクマネジメント ＞ コミュニケーション ＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ 人権推進と人材育成 ＞ 持続可能なサプライチェーンの構築 ＞ 良き企業市民としての社会貢献活動
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	＞ 人権の尊重に関わる活動報告 ＞ 持続可能なサプライチェーンの構築 ＞ 東レグループのCSR調達活動

2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	> 倫理とコンプライアンス > 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 > リスクマネジメント
2-27	法規制遵守	> ESGデータ一覧
2-28	会員資格を持つ団体	> 行政機関・諸団体とのコミュニケーション
ステークホルダー・エンゲージメント		
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	> コミュニケーション
2-30	労働協約	> 社員が働きやすい企業風土づくり

GRI3：マテリアルな項目 2021

GRIスタンダード		掲載場所
マテリアルな項目の開示事項		
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	> マテリアリティ
3-2	マテリアルな項目のリスト	> マテリアリティ
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	> CSRの推進 > CSR活動報告（各CSRガイドラインの活動報告） > 「CSRロードマップ 2025」（対象期間：2023—2025年度） > 企業統治 > 倫理とコンプライアンス > 安全・防災・環境保全 > 製品の品質と安全 > リスクマネジメント > コミュニケーション > 事業を通じた社会的課題解決への貢献 > 人権推進と人材育成 > 持続可能なサプライチェーンの構築 > 良き企業市民としての社会貢献活動

項目別スタンダード

経済

GRIスタンダード		掲載場所
GRI201：経済パフォーマンス 2016		
201-1	創出、分配した直接的経済価値	＞ 財務・業績 ＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ 2024年度の実績 （良き企業市民としての社会貢献活動）
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	＞ 東レグループの気候変動への対応
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書
201-4	政府から受けた資金援助	機密保持上の制約および情報が入手困難
GRI202：地域経済でのプレゼンス 2016		
202-1	地域最低賃金に対する標準的新入社員給与の比率（男女別）	＞ 新卒採用情報
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成
GRI203：間接的な経済的インパクト 2016		
203-1	インフラ投資および支援サービス	
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	
GRI204：調達慣行 2016		
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	＞ 東レグループのCSR調達活動
GRI205：腐敗防止 2016		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 ＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 ＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止 ＞ 東レグループのCSR調達活動
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止
GRI206：反競争的行為 2016		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止
GRI207：税金 2019		
207-1	税務へのアプローチ	＞ 税務コンプライアンス向上の取り組み
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	＞ 税務コンプライアンス向上の取り組み

207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	＞ 税務コンプライアンス向上の取り組み
207-4	国別の報告	

環境

GRIスタンダード		掲載場所
GRI301：原材料 2016		
301-1	使用原材料の重量または体積	
301-2	使用したリサイクル材料	＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み
301-3	再生利用された製品と梱包材	＞ 廃棄物削減への取り組み ＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み ＞ 東レグループの物流活動（梱包荷資材の回収と再使用拡大）
GRI302：エネルギー 2016		
302-1	組織内のエネルギー消費量	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧
302-2	組織外のエネルギー消費量	＞ ESGデータ一覧
302-3	エネルギー原単位	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧
302-4	エネルギー消費量の削減	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト
GRI303：水と廃水 2018		
303-1	共有資源としての水との相互作用	＞ 水資源管理の取り組み
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	＞ 大気汚染・水質汚染防止の取り組み
303-3	取水	＞ ESGデータ一覧 ＞ SASB対照表
303-4	排水	＞ 大気汚染・水質汚染防止の取り組み ＞ ESGデータ一覧
303-5	水消費	＞ ESGデータ一覧 ＞ SASB対照表
GRI304：生物多様性 2016		
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業拠点	＞ 生物多様性への取り組み
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	＞ 生物多様性への取り組み
304-3	生息地の保護・復元	＞ 生物多様性への取り組み ＞ 2024年度に実施した主な活動（環境保全） （ 良き企業市民としての社会貢献活動 ）

304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	情報入手が困難
GRI305：大気への排出 2016		
305-1	直接的なGHG排出（スコープ1）	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧 ＞ 第三者保証
305-2	間接的なGHG排出（スコープ2）	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧 ＞ 第三者保証
305-3	その他の間接的なGHG排出（スコープ3）	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧 ＞ 第三者保証
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ 売上高原単位指数と集計範囲
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ ESGデータ一覧
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減（オゾン層保護への取り組み）
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	＞ 大気汚染・水質汚染防止の取り組み ＞ ESGデータ一覧 ＞ 化学物質排出・移動量データ
GRI306：廃棄物 2020		
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	＞ 廃棄物削減への取り組み ＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 廃棄物削減への取り組み ＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み
306-3	発生した廃棄物	＞ ESGデータ一覧
306-4	処分されなかった廃棄物	＞ ESGデータ一覧 ＞ 廃棄物削減への取り組み
306-5	処分された廃棄物	＞ ESGデータ一覧 ＞ 廃棄物削減への取り組み
GRI308：サプライヤーの環境面のアセスメント 2016		
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	＞ 東レグループのCSR調達活動
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	＞ 東レグループのCSR調達活動 ＞ 持続可能なサプライチェーンの構築

社会

GRIスタンダード		掲載場所
GRI401：雇用 2016		
401-1	従業員の新規雇用と離職	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成 ＞ ESGデータ一覧
401-2	フルタイム従業員には支給され、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり
401-3	育児休暇	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり
GRI402：労使関係 2016		
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	同月に複数人の人事異動を伴う事案は原則として30日以上前に労働組合へ申し入れを行っています。ただし、通知期間は内容によって異なります。
GRI403：労働安全衛生 2018		
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	＞ 安全・防災・環境保全
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 労働安全・防災活動
403-3	労働衛生サービス	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 労働安全・防災活動
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 労働安全・防災活動
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ 労働安全・防災活動
403-6	労働者の健康増進	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と軽減	＞ 労働安全・防災活動
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	＞ 労働安全・防災活動
403-9	労働関連の傷害	＞ 労働安全・防災活動
403-10	労働関連の疾病・体調不良	＞ 労働安全・防災活動
GRI404：研修と教育 2016		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成 ＞ ダイバーシティ推進への取り組み
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成
GRI405：ダイバーシティと機会均等 2016		
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	＞ ダイバーシティ推進への取り組み ＞ ESGデータ一覧
405-2	基本給と報酬の男女比	＞ ダイバーシティ推進への取り組み
GRI406：非差別 2016		
406-1	差別事例と実施した是正措置	＞ 人権の尊重に関わる活動報告 ＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 ＞ 東レグループのCSR調達活動

GRI407：結社の自由と団体交渉 2016		
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	＞ 東レグループのCSR調達活動
GRI408：児童労働 2016		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	＞ 人権推進と人材育成 ＞ 東レグループのCSR調達活動
GRI409：強制労働 2016		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	＞ 人権推進と人材育成 ＞ 東レグループのCSR調達活動
GRI410：保安慣行 2016		
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	＞ 東レグループのCSR調達活動
GRI411：先住民族の権利 2016		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	
GRI413：地域コミュニティ 2016		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	＞ 環境会計 ＞ 良き企業市民としての社会貢献活動 ＞ 東レと患者団体との関係の透明性に関する指針
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所	該当なし
GRI414：サプライヤーの社会面のアセスメント 2016		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	＞ 東レグループのCSR調達活動
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	＞ 東レグループのCSR調達活動 ＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
GRI415：公共政策 2016		
415-1	政治献金	＞ ESGデータ一覧
GRI416：顧客の安全衛生 2016		
416-1	製品・サービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	＞ 品質保証・製品安全への取り組み
416-2	製品・サービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	＞ 品質保証・製品安全への取り組み
GRI417：マーケティングとラベリング 2016		
417-1	製品・サービスの情報とラベリングに関する要求事項	＞ 製品の品質と安全 ＞ 製品・サービス ＞ 品質保証・製品安全への取り組み
417-2	製品・サービスの情報とラベリングに関する違反事例	該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	該当なし
GRI418：顧客プライバシー 2016		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	＞ 個人情報の保護

SASB対照表

化学

トピック	コード	指標	単位	対応状況／掲載場所
温室効果ガスの排出	RT-CH-110a.1	Scope1 排出量のグローバル合計、排出制限規制の対象となる割合	トン-CO ₂ 、%	Scope1 排出量のグローバル合計：225万トン-CO₂※1 そのうち排出制限規制の対象となる割合：90%※2 ※1 CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆の6ガスにつき、各ガスの換算係数からCO₂相当の排出量を算定。NF₃は排出ゼロ。集計範囲は、東レ(株)、国内関係会社、海外関係会社の合計値。海外関係会社についてはCO₂を集計。それぞれの内訳は以下のページをご覧ください。 ＞ ESGデータ一覧 ※2 世界銀行のCarbon Pricing Dashboardにおいて、2020年に炭素税とETS（Emission Trading Schemeの略、排出権取引）が導入済みとなっている地域（日本、韓国、欧州各国、メキシコ、米国（カリフォルニア、ロードアイランド、バージニア）、中国（広東省、北京市、上海市））からの排出量を分子として算出。
	RT-CH-110a.2	Scope1 排出量、排出削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析を管理するための長期および短期戦略または計画の説明	n/a	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 ＞ 東レグループの気候変動への対応
大気の質	RT-CH-120a.1	以下の汚染物質の大気排出量： (1) NO_x（N₂Oを除く） (2) SO_x (3) 揮発性有機化合物（VOC） (4) 有害大気汚染物質（HAPs）	トン	(1) NO_x、(2) SO_x、(3) 揮発性有機化合物（VOC） ／ 大気汚染・水質汚染防止の取り組み (4) 有害大気汚染物質（HAPs） ＞ 化学物質排出・移動量データ ※ (4) はPRTR法対象物質の排出量。
エネルギー管理	RT-CH-130a.1	(1) エネルギー消費量の合計 (2) グリッド電力の割合 (3) 再生可能エネルギーの割合 (4) 自家発電エネルギーの合計	GJ、%	(1) エネルギー消費量の合計 ＞ ESGデータ一覧 (2) グリッド電力の割合：25.1% (3) 再生可能エネルギーの割合：2.0%※ ※ 再生可能エネルギーの割合は、東レグループの総燃料消費量のうち、太陽光発電、風力発電、バイオマス燃料、再生可能エネルギー由来買電によって消費した割合。 (4) 自家発電エネルギー ＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
水管理	RT-CH-140a.1	(1) 総取水量、(2) 総消費水量、それぞれの水ストレスが高いまたは極端に高い地域の割合	千m ³ 、%	(1) 総取水量：208,679千トン そのうち、水ストレスが「高い」地域の割合：5.1% そのうち、水ストレスが「極めて高い」地域の割合：2.9%

トピック	コード	指標	単位	対応状況／掲載場所
				(2) 総消費量：29,345千トン そのうち、水ストレスが「高い」地域の割合：11.2% そのうち、水ストレスが「極めて高い」地域の割合：7.0% ※ 総消費量は〔取水量－排水量〕で算出。 水ストレスはWRI（World Resources Institute：世界資源研究所）のAqueduct Water Risk Atlasを用いて、東レグループの事業拠点ごとに調査。水ストレスが「高い」地域と「極めて高い」地域に該当する事業所の総取水量と総消費量の割合を算出。
	RT-CH-140a.2	水質に関する許可、基準、規制に関連する違反件数	件数	6件 > 環境リスクマネジメント
	RT-CH-140a.3	水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明	n/a	> 水資源管理の取り組み
有害廃棄物管理	RT-CH-150a.1	有害廃棄物発生量、リサイクル率	トン、%	(1) 有害廃棄物発生量：4,062トン (2) リサイクル率：98.3% > 廃棄物削減への取り組み ※ 発生する廃棄物は東レ（株）および国内関係会社を対象として集計。 有害廃棄物は、日本の廃棄物処理法で定める「特定管理産業廃棄物」を計上。
コミュニティとの関係	RT-CH-210a.1	コミュニティの利益に関するリスクと機会を管理するためのエンゲージメントプロセスの説明	n/a	> コミュニケーション
労働安全、健康	RT-CH-320a.1	(a) 直接雇用者と(b) 契約雇用者の (1) TRIR (Total recordable incident rate) (2) 死亡率	率	(1) TRIR (a) 東レグループ（派遣含む実績労働時間）：0.44 (b) 構内協力会社（ただし本体常駐のみで、労働時間は推算値）：0.68 (2) 死亡率 (a) 東レグループ：0% (b) 構内協力会社：0% ※ 東レグループでは派遣社員もグループの安全成績に含めて統計を管理しているため、上記の定義で計上。
	RT-CH-320a.2	従業員および契約雇用者の長期（慢性）健康リスクへの暴露を評価、監視、および削減する取り組みの説明	n/a	> 労働安全・防災活動
使用段階での効率化を図る製品設計	RT-CH-410a.1	使用段階での資源効率を高める設計がされた製品からの収益	円	> サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト ※ サステナビリティイノベーション（SI）事業：「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」の実現に貢献する事業・製品群。「気候変動対策の加速」「資源循環への貢献」「安全な水・空気の提供」「医療と公衆衛生に貢献」の製品群にわけ、それぞれに該当するものを認定。

トピック	コード	指標	単位	対応状況／掲載場所
化学物質の安全性と環境スチュワードシップ	RT-CH-410b.1	(1) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の「健康に対する有害性と環境有害物質に対する有害性」においてカテゴリー1および2に分類される化学物質を含む製品の割合 (2) それらの製品のうち、有害性評価を行った製品の割合	売上高における％、％	開示していない ※ 東レ（株）および東レグループの関係会社では、すべての製品について、製品安全性審査を実施しています。詳細は以下のページをご覧ください。 > 品質保証・製品安全への取り組み
	RT-CH-410b.2	(1) 懸念のある化学物質の管理戦略についての説明 (2) 人的、環境的影響を低減した代替品開発戦略についての説明	n/a	(1) 懸念のある化学物質の管理戦略についての説明 > 化学物質管理 > 製品の品質と安全 > 品質保証・製品安全への取り組み (2) 人的、環境的影響を低減した代替品開発戦略についての説明 > 化学物質管理
遺伝子組み換え作物	RT-CH-410c.1	遺伝子組換え作物を含む製品の収益に占める割合	売上高における％	開示していない
法令および規制環境の管理	RT-CH-530a.1	業界に影響を与える環境・社会関連の政府規制や政策提言に関連する、自社の立場についての説明	n/a	> 東レグループの気候変動への対応
オペレーション上の安全性、緊急時への備えと対応	RT-CH-540a.1	プロセス安全インシデント件数（PSIC）、プロセス安全合計インシデント全度数率（PSTIR）、およびプロセス安全インシデント強度率（PSISR）	件数、率	- PSIC※1：0件 - PSTIR※2：0 - プロセス安全インシデント重大度（PSISR）※3：0 いずれも2024年（暦年）の実績。 ※1 PSIC：ANSI / API RP 754のTier 1 PSIで定義される、年間のすべてのインシデントの合計数 ※2 PSTIR = [合計PSI 数×200,000] / [従業員および請負の合計労働時間] ※3 PSISR = [全PSI に対する合計強度×200,000] / [従業員および請負の合計労働時間]
	RT-CH-540a.2	輸送事故の件数	件数	ICCA情報ガイドンスが定める「重大な輸送事故」は該当なし

活動指標

指標	コード	単位	対応状況
報告セグメントごとの生産量	RT-CH-000.A	m³ または トン	開示していない

SSBJ/ISSB対照表

サステナビリティ開示テーマ別基準第1号 一般開示基準

コアコンテンツ		掲載場所	ISSB基準 (IFRS S1号) における該当箇所※1
ガバナンス			
(a)	開示目的		
8	ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。		26
(b)	サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人		
9	第8項の目的を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、次の事項を開示しなければならない。		27
	(1) サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  > コーポレート・ガバナンスの基本方針 > 東レグループのサステナビリティ推進	
	(2) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、(1)の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか	> 東レグループのサステナビリティ推進	
	(3) (1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  > コーポレート・ガバナンス	
	(4) (1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか	> コーポレート・ガバナンス > 東レグループのサステナビリティ推進	
	(5) (1)の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（(1)の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。）	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB) 	
	(6) (1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（第39項参照）。これには、次の事項が含まれる。 ① 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか ② 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  ※関連するパフォーマンス指標は報酬に関する方針に含まれていない。	

(c)	経営者の役割	
10	第8項の目的を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関して、次の事項を開示しなければならない。 (1) 具体的な経営者若しくはこれに準ずる者（本項において「経営者等」という。）又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任に関する次の情報 ① 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されている場合、次の事項 ア. 経営者等の役職名又は委員会その他の機関の名称 イ. 経営者等又は委員会その他の機関に対し、どのように監督が実施されているか ② 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されていない場合、その旨 (2) 経営者によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する次の情報 ① 経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか ② 経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いていない場合、その旨	27 コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  PDF ＞ 東レグループのサステナビリティ推進 コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  PDF ＞ 東レグループのサステナビリティ推進
戦略		
(a)	開示目的	
11	戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。	28
12	具体的には、次の事項を開示しなければならない。 (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会（第14項参照） (2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（第15項参照） (3) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響（第16項から第22項参照） (4) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（第23項参照） (5) (1)のサステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス（第24項から第27項参照）	29
13	第12項(2)から(4)の事項は、第12項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて開示しなければならない。また、第12項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う複数のリスク及び機会については、「適用基準」第29項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。	
(b)	サステナビリティ関連のリスク及び機会	
14	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を記述する。 (1) 「適用基準」第36項に従い識別した、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会 (2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期により表す。） (3) 企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義 (4) (3)の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係	30 ＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ マテリアリティ ＞ レポートダウンロード（TCFDレポート） — ＞ 東レグループ サステナビリティ・ビジョン ＞ 長期経営ビジョン

(c)	ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響		
15	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。		32
	(1) サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 マテリアリティ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 マテリアリティ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(3) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分	—	
(d)	財務的影響		
	(財務的影響の開示)		
16	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。		34
	(1) 現在の財務的影響 サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) 予想される財務的影響 サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響	サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
17	第16項(1)及び(2)について、具体的には、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。		35
	(1) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの	—	
	(3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み。この開示を作成するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。 ① 企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。） ② 企業の戦略を遂行するための資金計画	統合報告書 中期経営課題 レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(4) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み	統合報告書 中期経営課題 レポートダウンロード （TCFDレポート）	
18	第16項(2)の予想される財務的影響について、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮しなければならない。		34
19	第16項(2)の予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、次のようにしなければならない。		37
	(1) 合理的で裏付け可能な情報を用いる（「適用基準」第32項）。	レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) 企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いる。	レポートダウンロード （TCFDレポート）	

	(定量的情報の開示とその免除)		
20	財務的影響の開示（第16項から第19項参照。以下同じ。）において定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。また、次のいずれかであると判断する場合には、定量的情報を開示する必要はない。 (1) 影響を区分して識別できない。 (2) 影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。		36、38
21	企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない。		39
22	第20項又は第21項に従い、財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した場合、次の事項を開示しなければならない。		40
	(1) 定量的情報を提供していない理由	—	
	(2) 当該財務的影響に関する定性的情報（サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を含む。）	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ マテリアリティ ＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(3) 財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した事項に関するサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報（この複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）	—	
(e)	戦略及び意思決定に与える影響		
23	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。		33
	(1) 企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題	
	(2) 過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）	＞ 中期経営課題 ＞ 統合報告書 ＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献	
	(3) (1)の対応を決定するにあたり考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフ	—	
(f)	レジリエンス		
24	サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力（レジリエンス）について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。		41
	(1) サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(2) 該当ある場合、サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定量的評価	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
25	第24項に従い開示する情報には、次の事項も含めなければならない。		41
	(1) レジリエンスの評価にあたり実施した手法	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(2) レジリエンスの評価にあたり考慮した時間軸	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
26	第24項(2)に従い定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。		41
27	本基準以外のサステナビリティ開示基準が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対するレジリエンスに関して、開示しなければならない事項及び開示の作成方法を定めている場合、これに従わなければならない。		42

リスク管理			
(a)	開示目的		
28	リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、次のことをできるようにすることにある。	43	
	(1) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む。）を理解すること		
	(2) 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること		
(b)	リスク管理に関する開示		
29	第28項の目的を達成するため、次の事項を開示しなければならない。	44	
	(1) 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報。これには、次の情報を含む。		
	① 企業が用いるインプット等に関する情報（例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）		＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ リスクマネジメント
	② サステナビリティ関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する次の情報 ア. サステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報 イ. サステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いていない場合、その旨		＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）
	③ サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報（例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか）		－
	④ サステナビリティ関連のリスクの優先順位付けに関する次の情報 ア. 他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクに高い優先順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報 イ. 他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクに高い優先順位を付けていない場合、その旨		＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ リスクマネジメント
	⑤ サステナビリティ関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報		＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ リスクマネジメント
	⑥ 企業が用いるプロセスの変更に関する次の情報 ア. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更した場合、変更の内容に関する情報 イ. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更していない場合、その旨		－
	(2) サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報		＞ マテリアリティ
	(3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報		－

指標及び目標			
(a)	開示目的		
30	指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。		45
31	指標（目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義及び算定方法は、原則として、時間の経過とともに一貫性がなければならない。また、指標及び目標は、その内容を示す、明瞭かつ正確な名称を付し、定義しなければならない。		52、53
(b)	指標		
32	第30項の目的を達成するため、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。		46
	(1) 適用されるサステナビリティ開示基準が要求している指標	> SASB対照表	
	(2) 次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標 ① 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会 ② 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）	> 長期経営ビジョン > 中期経営課題	
33	第30項及び第32項を適用することによって開示した指標には、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない。		48
34	識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合、適用される指標を識別するために、「適用基準」第51項から第55項を適用しなければならない。		47
35	サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を開示しなければならない。		49
36	企業が作成した指標を開示する場合、次の事項を開示しなければならない。		50
	(1) 指標の定義。これには、次の事項が含まれる。 ① 当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものである場合、どの情報源から得たのか、また、開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるか ② 当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものではない場合、その旨	> サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト > サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 > 水資源管理の取り組み	
	(2) 指標が絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれであるか	> 中期経営課題	
	(3) 第三者による指標の認証に関する次の情報 ① 指標が第三者によって認証されている場合、認証者の名称 ② 指標が第三者によって認証されていない場合、その旨	—	
	(4) 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。）	—	
37	指標（目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義又は算定方法を変更した場合、次の事項を開示しなければならない。		
	(1) 変更された指標に関する更新された比較対象の数値（実務上不可能である場合を除く。）	該当なし	
	(2) 変更の内容	該当なし	
	(3) 変更の理由（再定義された指標又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）	該当なし	
38	指標を新たに導入した場合、そうすることが実務上不可能である場合を除き、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。		

(c)	目標	
39	戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、これらの目標に関する情報を開示しなければならない。目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。 (1) 目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標 (2) 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標 (3) 目標が適用される期間 (4) 進捗が測定される基礎となる期間 (5) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容 (6) 目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス (7) 企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析 (8) 目標を変更した場合、その旨及びその内容	51 > 長期経営ビジョン > 中期経営課題 > 長期経営ビジョン > 中期経営課題 > 長期経営ビジョン > 中期経営課題 > 中期経営課題 > 事業を通じた社会的課題解決への貢献 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 > 水資源管理の取り組み > 事業を通じた社会的課題解決への貢献 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 > 水資源管理の取り組み 該当なし

サステナビリティ開示ユニバーサル基準※2		掲載場所	ISSB基準 (IFRS S1号) における該当箇所※1
40	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用しなければならない。		54
41	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第40項参照）に加え、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。		55
43	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第40項参照）に加え、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。 (1) ISSBが公表するIFRSサステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス (2) IFRS財団が公表する「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」（以下あわせて「『CDSBフレームワーク適用ガイダンス』」という。） (3) 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体（ISSBを含む。）による直近の公表文書 (4) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会	> SASB対照表 — > マテリアリティ > マテリアリティ	
50	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報を開示するために適用される定めを識別するにあたり、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される、サステナビリティ開示基準の定めを適用しなければならない。		56
51	サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めが、サステナビリティ開示基準に存在しない場合、次のような情報を識別するために判断を行わなければならない。 (1) 主要な利用者の意思決定に関連性がある情報 (2) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報	該当なし 該当なし	57

52	第51項で記述された判断を行うにあたり、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）に含まれる、開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。		58
54	第51項で記述された判断を行うにあたり、サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。	＞ SASB対照表	
	(1) ISSBが公表するIFRSサステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス	—	
	(2) IFRS財団が公表する「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」	—	
	(3) 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体（ISSBを含む。）による直近の公表文書	＞ 編集方針 ＞ マテリアリティ	
	(4) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報（指標を含む。）	＞ マテリアリティ	
55	第51項で記述された判断を行うにあたり、主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。		
	(1) グローバル・レポーティング・スタンダード・ボード（GSSB）が公表する「GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード」（以下「『GRIスタンダード』」という。	＞ GRIスタンダード対照表	
	(2) 欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に定められる「欧州サステナビリティ報告基準」（以下「『ESRS』」という。）	—	
60	ガイダンスの情報源に関する情報として、次の事項を開示しなければならない。		59
	(1) サステナビリティ関連財務開示を作成（該当ある場合には、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」における開示トピックの識別を含む。）するにあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源	＞ 編集方針 ＞ マテリアリティ	
	(2) サステナビリティ関連財務開示を作成（適用される指標の識別を含む。）するにあたり適用した、サステナビリティ開示基準、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業	＞ SASB対照表	
情報の記載場所			
62	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合、あわせて開示しないことができる。		60
	(1) 法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、関連する財務諸表とあわせて開示することを禁止しているか、あわせて開示しないことを容認しているとき	—	
	(2) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合	※開示指令対応に向け、対照表を作成	
63	サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならない、財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。		62
報告のタイミング			
69	報告期間の末日を変更して、12か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次の事項を開示しなければならない。		66
	(1) サステナビリティ関連財務開示の報告期間	＞ 編集方針	
	(2) 12か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由	—	
	(3) サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨	—	
71	報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新しなければならない。	利用可能な一部の情報については、公表前に都度更新しています。	67

72	報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示しなければならない。	—	68
BC 136	企業は、サステナビリティ開示基準に従い、期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示を公表することを法令において求められたり、公表することを選択したりする場合がある。		69
比較情報			
73	当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。また、当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。ただし、いずれにおいても、次のいずれかに該当する場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。 (1) 法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合における当該法令又はサステナビリティ開示基準が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認しているとき (2) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合		70
BC 146	比較情報を開示する対象となる数値には、例えば、指標及び目標やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響が含まれると考えられる。		71
準拠表明			
79	サステナビリティ関連財務開示が、サステナビリティ開示基準のすべての定めに従っている場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明しなければならない。サステナビリティ開示基準のすべての定めに従っていない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に従っていると記述してはならない。		72
80	第11項又は第13項のいずれかの定めにより開示しないこととした情報項目がある場合であっても、サステナビリティ開示基準に従っていると記述することができる。		73

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準

コアコンテンツ		掲載場所	ISSB基準 (IFRS S2号) における該当箇 所※1
ガバナンス			
(a)	開示目的		
9	ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。		5
(b)	気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人		
10	第9項の目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、次の事項を開示しなければならない。		6
	(1) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  ＞ コーポレート・ガバナンスの基本方針 ＞ 東レグループのサステナビリティ推進	
	(2) 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、(1)の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか	＞ 東レグループのサステナビリティ推進	
	(3) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (314KB)  ＞ コーポレート・ガバナンス	
	(4) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ 東レグループのサステナビリティ推進	
	(5) (1)の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか ((1)の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。)	＞ レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	(6) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか (第92項から第99項参照)。これには、次の事項が含まれる。 ① 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか (第84項(1)及び第85項参照) ② 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨 (第84項(2)参照)	＞ レポートダウンロード (TCFDレポート) ※関連するパフォーマンス指標は報酬に関する方針に含まれていない。	

(c)	経営者の役割	
11	第9項の目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関して、次の事項を開示しなければならない。 (1) 具体的な経営者若しくはこれに準ずる者（本項において「経営者等」という。）又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任に関する次の情報 ① 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されている場合、次の事項 ア. 経営者等の役職名又は委員会その他の機関の名称 イ. 経営者等又は委員会その他の機関に対し、どのように監督が実施されているか ② 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されていない場合、その旨 (2) 経営者による気候関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する次の情報 ① 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか ② 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いていない場合、その旨	6 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 東レグループのサステナビリティ推進 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 東レグループのサステナビリティ推進
(d)	不必要な繰り返しの回避	
12	第10項及び第11項の定めを満たすための開示を作成するにあたり、「適用基準」に従い、不必要な繰り返しを避けなければならない（「適用基準」第31項(2)）。例えば、企業は第10項及び第11項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを避けることになる。	7
戦略		
(a)	開示目的	
13	戦略に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。	8
14	具体的には、次の事項を開示しなければならない。 (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会（第17項から第19項参照） (2) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（第20項参照） (3) (1)の気候関連のリスク及び機会の財務的影響（第21項から第27項参照） (4) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（気候関連の移行計画を含む。）に与える影響（第28項及び第29項参照） (5) (1)の気候関連のリスク及び機会を考慮した企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス（第30項から第39項参照）	9
15	第14項(2)から(4)の事項は、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて開示しなければならない。また、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う複数のリスク及び機会については、「適用基準」第29項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。	
16	第20項から第39項に従った開示の作成にあたり、産業横断的指標等（第46項参照）、及び国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（2023年6月公表）（以下「『産業別ガイダンス』」という。）に定義されている、開示トピックに関連する産業別の指標（第86項参照）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。	
(b)	気候関連のリスク及び機会	
17	気候関連開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別しなければならない。このようなリスク及び機会を識別するにあたり、ISSBが公表する「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。	12
18	第17項に従い企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、合理的で裏付け可能な情報（過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報を含む。）を用いなければならない（「適用基準」第32項）。	11

19	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。		10
	(1) 第17項に従い識別した、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) (1)の気候関連のリスクのそれぞれについて、気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれであるか	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(3) (1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期により表す。）	—	
	(4) 企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義	東レグループ サステナビリティ・ビジョン	
	(5) (4)の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係	長期経営ビジョン	
(c)	ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響		
20	企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。		13
	(1) 気候関連のリスク及び機会が現在の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響	レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) 気候関連のリスク及び機会が将来の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響	レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(3) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、気候関連のリスク及び機会が集中している部分	—	
(d)	財務的影響		
	（財務的影響の開示）		
21	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。		15
	(1) 現在の財務的影響 気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響	有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 サステナビリティノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) 予想される財務的影響 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響	サステナビリティノベーション事業拡大プロジェクト レポートダウンロード （TCFDレポート）	
22	第21項(1)及び(2)について、具体的には、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。		16
	(1) 気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響	サステナビリティノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) (1)の気候関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの	—	
	(3) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み。この開示を作成するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。 ① 企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。） ② 企業の戦略を遂行するための資金計画	サステナビリティノベーション事業拡大プロジェクト	
	(4) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み	サステナビリティノベーション事業拡大プロジェクト	

23	第21項(2)の予想される財務的影響について、気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮しなければならない。		15
24	第21項(2)の予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、次のようにしなければならない。 (1) 合理的で裏付け可能な情報を用いる（「適用基準」第32項）。 (2) 企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いる。	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	18
（定量的情報の開示とその免除）			
25	財務的影響の開示（第21項から第24項参照。以下同じ。）において定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。また、次のいずれかであると判断する場合には、定量的情報を開示する必要はない。		17、19
	(1) 影響を区分して識別できない。	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(2) 影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
26	企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない。		20
27	第25項又は第26項に従い、財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した場合、次の事項を開示しなければならない。		21
	(1) 定量的情報を提供していない理由		
	(2) 当該財務的影響に関する定性的情報（気候関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を含む。）	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(3) 財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はないと判断した事項に関する気候関連のリスク又は機会と、他の気候関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報（この複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート） ＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
(e)	戦略及び意思決定に与える影響		
28	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。		14
	(1) 企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標をどのようにして達成する計画であるかを含む。）		
	(2) (1)に従い開示した対応について、報告期間の末日において資源を確保している方法及び将来において資源を確保するための計画の内容		
	(3) 過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）		
	(4) (1)の対応を決定するにあたり考慮した、気候関連のリスク及び機会の間のトレードオフ		
29	第28項(1)について、具体的には、次の事項を開示しなければならない。		14
	(1) 気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在のビジネス・モデル（資源の配分を含む。）を変更している場合には、その内容。また、将来におけるビジネス・モデル（資源の配分を含む。）の変更が予想される場合には、その内容	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	
	(2) 気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在、直接的及び間接的な緩和及び適応の取組みを実施している場合には、その内容。また、将来における直接的及び間接的な緩和及び適応の取組みが予想される場合には、その内容	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ レポートダウンロード（TCFDレポート） ＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減	
	(3) 気候関連の移行計画がある場合、当該移行計画の内容（移行計画の作成に用いた主要な仮定並びに移行計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報を含む。）	＞ 東レグループの気候変動への対応	
	(4) 気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）（第92項から第99項参照）がある場合、当該目標を達成するための計画の内容	＞ 東レグループの気候変動への対応	

(f)	気候レジリエンス		
(気候レジリエンスの開示)			
30	気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならない。気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないが、報告期間ごとに実施する必要はない。気候レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならない。		B3、B18
31	気候レジリエンスに関して、識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、次の事項を開示しなければならない。		22
	(1) 実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期（第33項から第38項参照）		
	(2) 報告期間の末日における気候レジリエンスの評価（第39項参照）		
32	第31項の開示を行うにあたり定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。	—	
(気候関連のシナリオ分析)			
33	気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない。		22
34	気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチは、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならない（「適用基準」第32項）。		B8
35	気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチを決定するにあたり、次の事項を検討しなければならない。		B8
	(1) 気候関連のシナリオ分析に対して用いるインプットの選択	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) 気候関連のシナリオ分析の実施方法に関する分析上の選択	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
36	第33項に従い評価を行う際の企業の状況の評価及び第35項に従い気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチの決定にあたり、次の事項を考慮しなければならない。		B2
	(1) 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及び資源	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
37	気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチに関する追加の定めは、別紙Aに示している。		
38	実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期について、次の事項を開示しなければならない。		22
	(1) 用いたインプットに関する情報。これには、次の事項を含む。 ① 分析に用いた気候関連のシナリオに関する次の情報 ア. 分析に用いた気候関連のシナリオ及びそのシナリオの情報源 イ. 分析に多様な範囲の気候関連のシナリオを含めたかどうか ウ. 分析に用いた気候関連のシナリオは、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに関連するものかどうか エ. 用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるかどうか オ. 選択した気候関連のシナリオが、気候関連の変化、進展又は不確実性に対する企業のレジリエンスの評価に関連すると判断した理由 ② 分析に用いた時間軸 ③ 分析に用いた事業の範囲（例えば、分析に用いた事業の所在地及び事業単位）	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(2) 分析の前提とした主要な仮定。これには、次の事項を含む。 ① 企業が事業を営む法域における気候関連の政策 ② マクロ経済のトレンド ③ 国又は地域レベルの変数（例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性） ④ エネルギーの使用及びエネルギー構成 ⑤ 技術の進展	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(3) 気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間（A20項参照）	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	

(気候レジリエンスの評価)			
39	報告期間の末日における気候レジリエンスの評価について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。		22
	(1) 気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響。これには、気候関連のシナリオ分析において識別された影響について、どのように対応する必要があるかを含む。	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	(2) 気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	(3) 気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり戦略及びビジネス・モデルを調整（適応を含む。）する企業の能力。これには、次の事項を含む。 ① 気候関連のシナリオ分析において識別された影響に対応する（気候関連のリスクに対処すること及び気候関連の機会を利用することを含む。）ための、既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性 ② 既存の資産を再配置、別の目的へ再利用、性能向上又は廃棄する企業の能力 ③ 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、現在の投資及び計画されている投資の影響	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
リスク管理			
(a)	開示目的		
40	リスク管理に関する気候関連開示の目的は、次のことをできるようにすることにある。		24
	(1) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む。）を理解すること		
	(2) 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること		
(b)	リスク管理に関する開示		
41	第40項の目的を達成するため、次の事項を開示しなければならない。		25
	(1) 企業が気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報。これには、次の情報を含む。	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	① 企業が用いるインプット等に関する情報（例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	② 気候関連のリスクを識別するための気候関連のシナリオ分析に関する次の情報 ア. 気候関連のリスクを識別するために気候関連のシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報 イ. 気候関連のリスクを識別するために気候関連のシナリオ分析を用いていない場合、その旨	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	③ 気候関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報（例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか）	> レポートダウンロード (TCFDレポート)	
	④ 気候関連のリスクの優先順位付けに関する次の情報 ア. 他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報 イ. 他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けていない場合、その旨	> 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書	
	⑤ 気候関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報	> 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 > リスクマネジメント	

	⑥ 企業が用いるプロセスの変更に係る次の情報 ア. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更した場合、変更の内容に関する情報 イ. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更していない場合、その旨	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ リスクマネジメント	
	(2) 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報。これには、次の情報を含む。	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	① 気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	② 気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いていない場合、その旨	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
	(3) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報	＞ レポートダウンロード （TCFDレポート）	
(c)	不必要な繰り返しの回避		
42	第41項の定めを満たすための開示を作成するにあたり、「適用基準」に従い、不必要な繰り返しの避けなければならない（「適用基準」第31項(2)）。例えば、企業は第41項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより繰り返しの避けることになる。	＞ 有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ＞ 東レグループのサステナビリティ推進	26
指標及びターゲット			
(a)	開示目的		
43	指標及び目標に関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。		27
44	第43項の目的を達成するため、次の情報を開示しなければならない。		28
	(1) 産業横断的指標等（第46項参照）に関連する情報		
	(2) 産業別の指標（第86項参照）		
	(3) 気候関連のリスクの緩和若しくは気候関連のリスクへの適応、又は気候関連の機会の利用のために、企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標（ガバナンス機関又は経営者が、当該目標の達成に向けた進捗を測定するために用いる指標を含む。）（第92項から第99項参照）		
45	気候関連の指標（気候関連の目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義及び算定方法は、原則として、時間の経過とともに一貫性がなければならない。また、気候関連の指標及び目標は、その内容を示す、明瞭かつ正確な名称を付し、定義しなければならない。		
(b)	気候関連の指標		
（産業横断的指標等の開示）			
46	産業横断的指標等に関連して、次の事項を開示しなければならない。		
	(1) 温室効果ガス排出（第47項から第76項参照）		
	(2) 気候関連の移行リスク（第79項参照）		
	(3) 気候関連の物理的リスク（第80項参照）		
	(4) 気候関連の機会（第81項参照）		
	(5) 資本投下（第82項参照）		
	(6) 内部炭素価格（第83項参照）		
	(7) 報酬（第84項及び第85項参照）		

(温室効果ガス排出の絶対総量の開示)			
47	第46項(1)に関連して、当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量について、次の3つに区分して開示しなければならない。	29(a)(i)	
	(1) スコープ1温室効果ガス排出		> ESGデータ一覧 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
	(2) スコープ2温室効果ガス排出		> ESGデータ一覧 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
	(3) スコープ3温室効果ガス排出		> ESGデータ一覧 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
48	温室効果ガス排出量は、CO ₂ 相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。 ただし、第47項において開示するスコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が多い場合、千メートル・トン（キロ・トン（kt(e)））、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e)））又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e)））のいずれかの単位を用いて表示することができる。この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。	29(a)(i)	
温室効果ガス排出の測定			
49	第46項(1)に関連して、温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「『GHGプロトコル（2004年）』」という。）に従って測定しなければならない。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。	29(a)(ii)、B24	
測定方法ごとの温室効果ガス排出量の開示			
50	第49項ただし書きに従い「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、第47項に従い開示する温室効果ガス排出の絶対総量に加え、その内訳として次の情報に分解して開示しなければならない。		
	(1) 「GHGプロトコル（2004年）」により測定した温室効果ガス排出量		> ESGデータ一覧 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
	(2) 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量		> ESGデータ一覧 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
51	第50項に従い分解して開示するにあたり、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法が複数の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に関するものである場合、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則が要求する方法により測定した温室効果ガス排出量が単独で重要性があるときは、当該方法のそれぞれについて、第50項(2)に従い開示する温室効果ガス排出量を区分して開示しなければならない。		
スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出の開示			
52	スコープ1温室効果ガス排出（第47項(1)参照）及びスコープ2温室効果ガス排出（第47項(2)参照）について、連結会計グループに関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。	29(a)(iv)	
53	スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない。	29(a)(v)、B30	
54	スコープ2温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第53項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる。	29(a)(v)、B30	
スコープ3温室効果ガス排出の開示			
55	スコープ3温室効果ガス排出（第47項(3)参照）については、「スコープ3基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。	29(a)(vi)、B32、B33	
56	「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定したスコープ3温室効果ガス排出について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することができない場合、「スコープ3基準（2011年）」のスコープ3カテゴリーのうち、報告企業の活動に関連するカテゴリーの名称を開示しなければならない。	29(a)(vi)、B32、B33	

ファイナンスド・エミッション			
57	報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない（別紙C参照）。		29(a)(vi)、 B37、B59、 B60
	(1) 資産運用に関する活動	算定対象外	
	(2) 商業銀行に関する活動	算定対象外	
	(3) 保険に関する活動	算定対象外	
58	報告企業が第57項(1)から(3)に定める活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。		
59	報告企業が第57項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。		
	(1) 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引換えにポートフォリオを運用する活動をいう。		
	(2) 「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を実行したりする活動をいう。		
	(3) 「保険に関する活動」とは、保険関連の商品（伝統的なものも非伝統的なものも含む。）を提供する活動をいう。		
(温室効果ガス排出の測定アプローチ等に関する開示)			
温室効果ガス排出の測定アプローチに関する開示			
60	第49項本文に従い、「GHGプロトコル（2004年）」に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、報告企業が連結財務諸表を作成している場合の親会社（連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は、個別財務諸表を作成する企業）は、報告企業として報告する温室効果ガス排出を集計する範囲を決定する方法について、次のうち1つを選択しなければならない。 (1) 持分割合アプローチ (2) 経営支配力アプローチ (3) 財務支配力アプローチ		B27
61	第49項本文に従い、「GHGプロトコル（2004年）」に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、次の事項を開示しなければならない。		B26、B27
	(1) 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称	＞ 東レグループの気候変動への対応 （CDP質問書の回答）	
	(2) 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を選択した理由	—	
	(3) 適用した測定アプローチ	—	
	(4) (3)を適用した理由	—	
	(5) (3)において適用した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的（第43項参照）と関連しているか	＞ 東レグループの気候変動への対応 （CDP質問書の回答）	
	(6) 当報告期間において(3)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由	該当なし	
62	第49項ただし書きに従い、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定するにあたり、第50項及び第51項に基づき温室効果ガス排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。		B26、B27、 B28
	(1) 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称	＞ 東レグループの気候変動への対応 （CDP質問書の回答）	
	(2) 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を選択した理由	—	
	(3) 適用した測定アプローチ	—	
	(4) (3)を適用した理由	—	
	(5) (3)において適用した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的（第43項参照）と関連しているか	＞ 東レグループの気候変動への対応 （CDP質問書の回答）	
	(6) 当報告期間において(3)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由	該当なし	

温室効果ガス排出の測定方法に関する開示			
63	温室効果ガス排出の測定（第54項ただし書きに従いマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択する場合を含む。）に関して、次の事項を開示しなければならない。	B26、B29	
	(1) 温室効果ガス排出の測定方法 ① 直接測定の場合 温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた仮定 ② 見積りの場合 温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定		＞ 東レグループの気候変動への対応（CDP質問書の回答）
	(2) (1)で開示した各項目を選択した理由		＞ 東レグループの気候変動への対応（CDP質問書の回答）
	(3) 当報告期間において(1)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由		該当なし
（特定の状況における異なる算定期間の情報の使用）			
64	第46項(1)の温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、次のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる。	B19	
	(1) 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。		－
	(2) バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。		－
	(3) バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。		－
（CO ₂ 相当の温室効果ガスの集約）			
65	温室効果ガス排出を測定するにあたり、直接測定の方法による場合、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、7種類の温室効果ガスをCO ₂ 相当量に変換しなければならない。	B20	
直接測定の方法による場合			
66	第46項(1)の温室効果ガス排出に関する開示を行うにあたり、7種類の温室効果ガスをCO ₂ 相当量に集約しなければならない。	B21	
見積りの方法による場合			
67	温室効果ガス排出を測定するにあたり、見積りの方法による場合、温室効果ガス排出を測定する基礎として、企業の活動を最も表現する活動量と、当該活動量に対応する排出係数を使用しなければならない。	B22	
68	第67項において、見積りにおいて使用する排出係数が、既に、構成する温室効果ガスをCO ₂ 相当量に変換したものである場合、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、排出係数を再計算することは要求されない。一方、見積りにおいて使用する排出係数が、構成する温室効果ガスをCO ₂ 相当量に変換したものではない場合、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いなければならない。	B22	
（スコープ3温室効果ガス排出の測定）			
69	第63項(1)①及び②に掲げた各項目は、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いられる要素及び仮定である。スコープ3温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ並びに測定にあたって用いる要素及び仮定を選択するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない（「適用基準」第32項）。	B39	

70	利用可能なデータのうち、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものは、次の(1)から(4)に従い決定しなければならない（別紙B参照）。ただし、(1)から(4)については順不同である。 (1) 直接測定によるデータがある場合には、見積りによるデータよりも優先しなければならない。 (2) 1次データがある場合には、2次データよりも優先しなければならない。2次データを用いる場合、データが企業の活動をどの程度忠実に表現するかについて考慮しなければならない。 (3) バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータがある場合には、そうではないデータよりも優先しなければならない。 (4) 検証されたデータがある場合には、検証されていないデータよりも優先しなければならない。	B40、B43、B47、B49、B51、B52、B53
71	スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたり、法域の当局又は報告企業が上場する取引所が、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求し、かつ、報告企業がその異なる方法を用いて測定した温室効果ガス排出を開示することを選択する場合（第49項ただし書き参照）であっても、また、第103項(1)に記載している経過措置を適用する場合であっても、第70項に従い、組み込むデータを決定しなければならない。	B41
72	スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定を開示するにあたり、次の事項を含めなければならない。 (1) 第70項に従い組み込むデータを決定した方法 (2) スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたり1次データを使用した範囲 (3) スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたり検証されたデータを使用した範囲	B55、B56
73	スコープ3温室効果ガス排出の見積りにあたって、ある部分のスコープ3温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する稀な場合、どのようにその部分に関するスコープ3温室効果ガス排出を管理しているか（管理していない場合は、その旨）について開示しなければならない。	B57
（スコープ3温室効果ガス排出の範囲の再評価）		
74	「適用基準」第46項に従い、バリュー・チェーンの範囲（その幅広さ及び構成を含む。）を決定するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない（「適用基準」第32項）。	B36
75	「適用基準」第44項に従い、重大な事象が発生した場合又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべての気候関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。この再評価には、スコープ3温室効果ガス排出の測定において、スコープ3カテゴリーのどのカテゴリー及びバリュー・チェーン上のどの企業を含めるかについての再評価が含まれる。重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象又は状況の変化に関与しない場合でも発生することがある。また、主要な利用者にとって重要であると企業が評価する内容が変化することにより発生することもある。	B34
76	第75項にかかわらず、バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク又は機会の範囲について、「適用基準」第44項よりも頻繁に再評価することができる。	B35
（温室効果ガス排出以外の産業横断的指標等に関する考慮事項）		
77	第46項(2)から(7)の定めを満たすための開示を作成するにあたり、次のことを考慮しなければならない。	B65
	(1) 気候関連のリスク及び機会による影響が生じると合理的に見込み得る時間軸（第19項(3)参照）	
	(2) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、気候関連のリスク及び機会が集中している部分（第20項(3)参照）	
	(3) 気候関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関連する、次の情報 ① 気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（第22項(1)参照） ② ①の気候関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの（第22項(2)参照）	
	(4) 産業別の指標（第86項参照）（適用されるサステナビリティ開示基準で定義しているもの又は「適用基準」の定めを満たすものを含む。）が、第46項(2)から(7)の定め全部又は一部を満たすために用いることができるかどうか	
	(5) 第46項(2)から(7)の定めを満たすために開示される情報と、関連する財務諸表において開示される情報とのつながり（「適用基準」第29項(3)）	
78	第46項(2)から(4)の定めを満たす開示を作成するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない（「適用基準」第32項）。	30

(気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示)			
79	第46項(2)に関連して、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。		29(b)、B64
	(1) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	—	
	(2) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報	—	
80	第46項(3)に関連して、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。		29(c)、B64
	(1) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	—	
	(2) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報	—	
81	第46項(4)に関連して、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。		29(d)、B64
	(1) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報	＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
(資本投下に関する開示)			
82	第46項(5)に関連して、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならない。	＞ レポートダウンロード (TCFDレポート)	29(e)、B64
(内部炭素価格に関する開示)			
83	第46項(6)に関連して、次の事項に関する情報を開示しなければならない。		29(f)、B64
	(1) 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報 ① 内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析） ② 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）	＞ 東レグループの気候変動への対応	
	(2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨	—	
(報酬に関する開示)			
84	第46項(7)に関連して、次の事項に関する情報を開示しなければならない。		29(g)、B64
	(1) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、次の事項に関する情報 ① 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法（第10項(6)①参照） ② 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合	—	
	(2) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨（第10項(6)②参照）	—	
85	第84項について、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について第84項(1)①及び②の事項に関する情報を開示することができる。		
(産業別の指標の開示)			
86	企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示しなければならない。開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSBが公表する「産業別ガイダンス」に記述されている、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。		32

(その他の気候関連の指標の開示)		
87	第43項の目的を達成するため、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標を開示しなければならない。 (1) 識別した気候関連のリスク又は機会 (2) 識別した気候関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）	
88	「適用基準」第51項から第55項に基づき、サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た気候関連の指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を開示しなければならない。	
89	企業が作成した気候関連の指標を開示する場合、次の事項を開示しなければならない。	
	(1) 指標の定義。これには、次の事項が含まれる。 ① 当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものである場合、どの情報源から得たのか、また、開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるか ② 当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものではない場合、その旨	> レポートダウンロード （TCFDレポート）
	(2) 指標が絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれであるか	> レポートダウンロード （TCFDレポート）
	(3) 第三者による指標の認証に関する次の情報 ① 指標が第三者によって認証されている場合、認証者の名称 ② 指標が第三者によって認証されていない場合、その旨	> レポートダウンロード （TCFDレポート）
	(4) 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。）	> レポートダウンロード （TCFDレポート）
90	気候関連の指標（気候関連の目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義又は算定方法を変更した場合、次の事項を開示しなければならない。	
	(1) 変更された指標に関する更新された比較対象の数値（実務上不可能である場合を除く。）	該当なし
	(2) 変更の内容	該当なし
	(3) 変更の理由（再定義された指標又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）	該当なし
91	気候関連の指標を新たに導入した場合、そうすることが実務上不可能である場合を除き、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。	

(c)	気候関連の目標																			
(気候関連の目標の特定)																				
92	戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、これらの目標に関する情報を開示しなければならない。これらの目標には、温室効果ガス排出目標を含む（第97項から第99項参照）。目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。 <table><tr><td>(1) 目標を設定するために用いる指標（第96項参照）</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(2) 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標</td><td> ＞ 東レグループ サステナビリティ・ビジョン ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(3) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(4) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位、特定の地理的地域など）に適用されるのか）</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(5) 目標が適用される期間</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(6) 進捗が測定される基礎となる期間</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(7) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(8) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標であるか、原単位目標であるか</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(9) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）を目標にどのように反映したか</td><td>—</td></tr></table>	(1) 目標を設定するために用いる指標（第96項参照）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(2) 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標	＞ 東レグループ サステナビリティ・ビジョン ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(3) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(4) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位、特定の地理的地域など）に適用されるのか）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(5) 目標が適用される期間	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(6) 進捗が測定される基礎となる期間	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(7) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(8) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標であるか、原単位目標であるか	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(9) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）を目標にどのように反映したか	—	33
(1) 目標を設定するために用いる指標（第96項参照）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(2) 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標	＞ 東レグループ サステナビリティ・ビジョン ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(3) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(4) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位、特定の地理的地域など）に適用されるのか）	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(5) 目標が適用される期間	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(6) 進捗が測定される基礎となる期間	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(7) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(8) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標であるか、原単位目標であるか	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(9) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）を目標にどのように反映したか	—																			
93	気候関連の目標について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。 <table><tr><td>(1) 目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ</td><td>＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）</td></tr><tr><td>(2) 目標のそれぞれに対する進捗をモニタリングする方法</td><td>＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）</td></tr></table>	(1) 目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	(2) 目標のそれぞれに対する進捗をモニタリングする方法	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）	34														
(1) 目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）																			
(2) 目標のそれぞれに対する進捗をモニタリングする方法	＞ レポートダウンロード（TCFDレポート）																			
94	第93項の開示を行うにあたり、次の事項を含めなければならない。 <table><tr><td>(1) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうか</td><td>＞ 第三者保証</td></tr><tr><td>(2) 目標を変更する必要があるかどうかを確認する企業のプロセス</td><td> ＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(3) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標</td><td> ＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全 </td></tr><tr><td>(4) 目標を変更した場合、その旨及びその内容</td><td>該当なし</td></tr></table>	(1) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうか	＞ 第三者保証	(2) 目標を変更する必要があるかどうかを確認する企業のプロセス	＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ 安全・防災・環境保全	(3) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全	(4) 目標を変更した場合、その旨及びその内容	該当なし	34										
(1) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうか	＞ 第三者保証																			
(2) 目標を変更する必要があるかどうかを確認する企業のプロセス	＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(3) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標	＞ 長期経営ビジョン ＞ 中期経営課題 ＞ 安全・防災・環境保全																			
(4) 目標を変更した場合、その旨及びその内容	該当なし																			

95	気候関連の目標のそれぞれについて、次の事項に関する情報を開示しなければならない。		35
	(1) 気候関連の目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
	(2) 企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析	＞ 安全・防災・環境保全 ＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト	
96	第92項から第95項に記述された目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を識別し、開示するにあたり、産業横断的指標等（第46項参照）及び産業別の指標（第86項参照）（適用されるサステナビリティ開示基準に記述しているもの又は「適用基準」の定めを満たす他の指標を含む。）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。目標の達成に向けた進捗を測定するための指標を企業が作成した場合、第89項に従い、その指標についての情報を開示しなければならない。		37、B67
（温室効果ガス排出目標）			
97	第92項から第95項に従って温室効果ガス排出目標を開示する場合、第92項から第95項に基づく開示に加え、温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。		36
	(1) 7種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの	＞ 安全・防災・環境保全	
	(2) スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出及びスコープ3温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの	＞ 安全・防災・環境保全 ※スコープ3については、目標設定をしていない	
	(3) 温室効果ガス排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか（第98項参照）	＞ 安全・防災・環境保全	
	(4) 温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか	－	
	(5) 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明（第99項参照）	＞ 東レグループの気候変動への対応（CDP質問書の回答）	
98	温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示しなければならない。	＞ 安全・防災・環境保全	36
99	使用する計画があるカーボン・クレジットについて説明するにあたり、次の事項を開示しなければならない。		36、B70
	(1) 温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて、当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度	＞ 東レグループの気候変動への対応（CDP質問書の回答）	
	(2) 当該カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称	－	
	(3) カーボン・クレジットの種類。これには、次の事項に関する情報を含む。 ① オフセットが自然に基づくもの（自然の炭素吸収を増進させることにより大気中の温室効果ガスを低減させる方法）又は技術に基づくもの（科学的な技術により大気中の温室効果ガスを低減させる方法）のいずれによるものか ② オフセットが達成されるのは、炭素削減（現在の温室効果ガス排出源からの排出を削減すること）又は炭素除去（大気から温室効果ガスを取り出して貯留等を行うこと）のいずれによるものか	－	
	(4) 使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）	－	

※1 SSBJの項番の紐づけについては、SSBJ『SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表（324KB） PDF』（2025年3月31日）を基にしています。

※2 IFRS® サステナビリティ開示基準 IFRS S1号の「全般的な要求事項」に該当するSSBJ基準がSSBJ『SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表』（2025年3月31日）に記載のある項目を抜粋して作成しています。

ISO26000対照表

組織統治

課題	取り組み項目
1.組織統治	＞ トップコミットメント
	＞ 東レグループのサステナビリティ推進
	＞ サステナビリティ－CSRの取り組み－
	＞ CSRの推進
	＞ マテリアリティ
	＞ CSR活動報告（各CSRガイドラインの活動報告）
	＞ 「CSRロードマップ 2025」 （対象期間：2023－2025年度）
	＞ 企業統治
	＞ 社員とのコミュニケーション
	＞ 倫理とコンプライアンス
	＞ ダイバーシティ推進への取り組み
	＞ コミュニケーション

人権

課題	取り組み項目
1.デュー・ディリジェンス	＞ 人権の尊重に関わる活動報告
	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
	＞ 東レグループのCSR調達活動
2.人権に関する危機的状況	＞ 人権の尊重に関わる活動報告
	＞ 東レグループのCSR調達活動
3.加担の回避	＞ 人権の尊重に関わる活動報告
	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
	＞ 東レグループのCSR調達活動
4.苦情解決	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成
	＞ 人権の尊重に関わる活動報告
	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
	＞ 東レグループのCSR調達活動
5.差別及び社会的弱者	＞ 人権推進と人材育成
	＞ ダイバーシティ推進への取り組み
	＞ 東レグループのCSR調達活動
6.市民的及び政治的権利	＞ 倫理とコンプライアンス
	＞ 人権推進と人材育成
7.経済的、社会的及び文化的権利	＞ 人権推進と人材育成
	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成
	＞ 東レグループのCSR調達活動
	＞ 良き企業市民としての社会貢献活動
8.労働における基本的原則及び権利	＞ 人権推進と人材育成
	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築

労働慣行

課題	取り組み項目
1.雇用及び雇用関係	＞ 人権推進と人材育成
	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成
	＞ ダイバーシティ推進への取り組み
2.労働条件及び社会的保護	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり
3.社会対話	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり
	＞ 社員とのコミュニケーション
4.労働における安全衛生	＞ 労働安全・防災活動
	＞ 社員が働きやすい企業風土づくり（健康増進の取り組み）
5.職場における人材育成及び訓練	＞ 新しい価値を創造する人材の確保と育成

環境

課題	取り組み項目
1.汚染の予防	＞ 安全・防災・環境保全（安全・衛生・防災・環境マネジメントシステム）
	＞ 化学物質管理
	＞ 大気汚染・水質汚染防止の取り組み
	＞ 廃棄物削減への取り組み
	＞ 環境リスクマネジメント
	＞ ESGデーター一覧
	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
	＞ 東レグループのCSR調達活動
2.持続可能な資源の使用	＞ サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み
	＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み
	＞ 東レグループの物流活動
	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
	＞ 水資源管理の取り組み
	＞ 廃棄物削減への取り組み
	＞ ESGデーター一覧

3.気候変動の緩和及び気候変動への適応	＞ 東レグループの気候変動への対応
	＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献
	＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト
	＞ 東レグループの物流活動
	＞ エネルギー管理および温室効果ガス排出削減
	＞ ESGデータ一覧
4.環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	＞ 生物多様性への取り組み
	＞ 環境リスクマネジメント
	＞ 2024年度に実施した主な活動（環境保全）（良き企業市民としての社会貢献活動）

公正な事業慣行

課題	取り組み項目
1.汚職防止	＞ 倫理とコンプライアンス
	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成
	＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止
2.責任ある政治的関与	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成
3.公正な競争	＞ 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成
	＞ 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止
4.バリューチェーンにおける社会的責任の推進	＞ 持続可能なサプライチェーンの構築
	＞ 東レグループのCSR調達活動
	＞ 東レグループの物流活動
	＞ 労働安全・防災活動
	＞ 株主・投資家の皆様とのコミュニケーション
5.財産権の尊重	＞ 株主・投資家の皆様とのコミュニケーション
	＞ 人権推進と人材育成

消費者課題

課題	取り組み項目
1.公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	＞ お客様とのコミュニケーション
	＞ 品質保証・製品安全への取り組み
2.消費者の安全衛生の保護	＞ 品質保証・製品安全への取り組み
3.持続可能な消費	＞ 事業を通じた社会的課題解決への貢献
	＞ サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト
	＞ サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み
	＞ 循環型社会の実現に向けた取り組み
4.消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	＞ 品質保証・製品安全への取り組み
5.消費者データ保護及びプライバシー	＞ 個人情報の保護
	＞ 情報セキュリティリスクへの取り組み
6.必要不可欠なサービスへのアクセス	＞ 事業継続計画（BCP）の取り組み
7.教育及び意識向上	＞ 品質保証・製品安全への取り組み

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

課題	取り組み項目
1.コミュニティへの参画	＞ 地域社会とのコミュニケーション
	＞ 良き企業市民としての社会貢献活動
	＞ 東レグループ サステナビリティ・ビジョン
2.教育及び文化	＞ 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動）
	＞ （公財）東レ科学振興会・海外の科学振興財団
3.雇用創出及び技能開発	＞ 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動）
4.技術の開発及び技術へのアクセス	＞ 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動）
5.富及び所得の創出	＞ 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動）
	＞ 税務コンプライアンス向上の取り組み
6.健康	＞ 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動）
7.社会的投資	＞ 2024年度の実績（良き企業市民としての社会貢献活動）

ESG対照表

E：環境	気候変動、エネルギー	東レグループ サステナビリティ・ビジョン (2.52MB) PDF > 東レグループの気候変動への対応 > 安全・防災・環境保全	> 東レグループの気候変動への対応 > 安全・防災・環境保全	> 東レグループの気候変動への対応 > エネルギー管理および温室効果ガス排出削減 > 事業継続計画（BCP）の取り組み > ESGデータ一覧 > 第三者保証 > サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト > サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み > 循環型社会の実現に向けた取り組み > 東レグループの物流活動 > 環境会計
	水資源管理	東レグループ サステナビリティ・ビジョン (2.52MB) PDF > 東レグループの気候変動への対応 > 安全・防災・環境保全	> 東レグループの気候変動への対応 > 安全・防災・環境保全	> 東レグループの気候変動への対応 > 大気汚染・水質汚染防止の取り組み > 水資源管理の取り組み > ESGデータ一覧 > 事業継続計画（BCP）の取り組み > サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み > 環境会計 > 第三者保証
	生物多様性	東レグループ サステナビリティ・ビジョン (2.52MB) PDF > 安全・防災・環境保全 > 生物多様性への取り組み	> 安全・防災・環境保全	> 生物多様性への取り組み > 東レグループのCSR調達活動 > 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動） > 環境会計
	資源利用、廃棄物	東レグループ サステナビリティ・ビジョン (2.52MB) PDF > 安全・防災・環境保全	> 安全・防災・環境保全	> 東レグループの気候変動への対応 > 廃棄物削減への取り組み > ESGデータ一覧 > 廃棄物処理施設維持管理に関する公表事項 > 循環型社会の実現に向けた取り組み > 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動） > 環境会計 > 第三者保証
	汚染防止、化学物質管理	東レグループ サステナビリティ・ビジョン (2.52MB) PDF > 安全・防災・環境保全 > 化学物質管理	> 安全・防災・環境保全 > 化学物質管理	> 化学物質管理 > 大気汚染・水質汚染防止の取り組み > ESGデータ一覧 > 化学物質排出・移動量データ > 環境会計 > 第三者保証

テーマ		基本的な考え方、方針	推進体制	取り組み、実績など
	サプライチェーン（環境）	東レグループ サステナビリティ・ビジョン（2.52MB） PDF > 循環型社会の実現に向けた取り組み > 持続可能なサプライチェーンの構築	> 持続可能なサプライチェーンの構築	> 循環型社会の実現に向けた取り組み > 東レグループのCSR調達活動 > 東レグループの物流活動
	サステナビリティイノベーション	東レグループ サステナビリティ・ビジョン（2.52MB） PDF > 事業を通じた社会的課題解決への貢献	> 事業を通じた社会的課題解決への貢献	> サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト > サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み > 循環型社会の実現に向けた取り組み
S：社会	人権	> 人権推進と人材育成 > 持続可能なサプライチェーンの構築	> 人権推進と人材育成 > 人権の尊重に関わる活動報告 > 持続可能なサプライチェーンの構築	> 人権の尊重に関わる活動報告 > 英国現代奴隷法にかかる声明 > 繊維産業における責任ある企業行動実施宣言 > 東レグループのCSR調達活動
	人材の確保と育成	> 人権推進と人材育成	> 人権推進と人材育成	> 新しい価値を創造する人材の確保と育成 > 社員とのコミュニケーション > ESGデータ一覧
	ダイバーシティ推進			> 新しい価値を創造する人材の確保と育成 > ダイバーシティ推進への取り組み > ESGデータ一覧
	働きやすい職場環境			> 社員が働きやすい企業風土づくり > 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 > ESGデータ一覧
	労働安全衛生・健康増進	> 安全・防災・環境保全 > 社員が働きやすい企業風土づくり（健康増進の取り組み）	> 安全・防災・環境保全 > 社員が働きやすい企業風土づくり（健康増進の取り組み）	> 労働安全・防災活動 > 第三者保証 > 社員が働きやすい企業風土づくり（健康増進の取り組み） > ESGデータ一覧
	防災	> 安全・防災・環境保全 > リスクマネジメント	> 安全・防災・環境保全 > リスクマネジメント	> 労働安全・防災活動 > リスクマネジメントの取り組み状況 > 事業継続計画（BCP）の取り組み
	品質保証	> 製品の品質と安全	> 製品の品質と安全	> 品質保証・製品安全への取り組み > ISO9001認証取得状況
	サプライチェーン（社会）	> 持続可能なサプライチェーンの構築	> 持続可能なサプライチェーンの構築	> 東レグループのCSR調達活動 > 東レグループの物流活動 > 英国現代奴隷法にかかる声明 > 繊維産業における責任ある企業行動実施宣言
	サステナビリティイノベーション	東レグループ サステナビリティ・ビジョン（2.52MB） PDF > 事業を通じた社会的課題解決への貢献	> 事業を通じた社会的課題解決への貢献	> サステナビリティイノベーション事業拡大プロジェクト > サステナビリティイノベーション事業・製品分野の取り組み
	社会貢献活動	東レグループ サステナビリティ・ビジョン（2.52MB） PDF > 良き企業市民としての社会貢献活動	> 良き企業市民としての社会貢献活動	> 2024年度の実績（良き企業市民としての社会貢献活動） > 2024年度に実施した主な活動（良き企業市民としての社会貢献活動） > （公財）東レ科学振興会・海外の科学振興財団 > 地域社会とのコミュニケーション
	ステークホルダー・エンゲージメント	> コミュニケーション	> コミュニケーション	> マテリアリティ > 有識者からのコメント

テーマ		基本的な考え方、方針	推進体制	取り組み、実績など
				> ウェブサイトによるコミュニケーション > お客様とのコミュニケーション > 社員とのコミュニケーション > 株主・投資家の皆様とのコミュニケーション > 地域社会とのコミュニケーション > お取引先とのコミュニケーション > 行政機関・諸団体とのコミュニケーション > マスメディアとのコミュニケーション > 社員が働きやすい企業風土づくり
G:ガバナンス	コーポレートガバナンス	> コーポレート・ガバナンス > コーポレート・ガバナンスの基本方針	> コーポレート・ガバナンス体制 > コーポレート・ガバナンスの基本方針	> 企業統治 コーポレート・ガバナンスに関する報告書（314KB） PDF > ESGデータ一覧
	リスクマネジメント	> リスクマネジメント	> リスクマネジメント	> リスクマネジメントの取り組み状況 > 事業継続計画（BCP）の取り組み > 情報セキュリティリスクへの取り組み
	コンプライアンス、腐敗防止・贈収賄の禁止	> 倫理とコンプライアンス 「倫理・コンプライアンス行動規範」（729KB） PDF	> 倫理とコンプライアンス	> 一人ひとりが倫理・コンプライアンスを尊重する企業風土の醸成 > 税務コンプライアンス向上の取り組み > 環境リスクマネジメント > 安全保障貿易管理の徹底 > 独占禁止法の遵守および腐敗防止・贈収賄の禁止 > 個人情報の保護 > ヒト試料・情報を用いる研究の倫理・コンプライアンス > 東レと医療機関等との関係の透明性に関する指針 > 東レと患者団体との関係の透明性に関する指針 > 動物実験倫理に関する情報公開
	CSRの推進	東レグループ サステナビリティ・ビジョン（2.52MB） PDF > サステナビリティーCSRの取り組み > CSRの推進（CSRガイドライン、CSRロードマップ） > 「CSRロードマップ 2025」（対象期間：2023ー2025年度） > マテリアリティ	> CSRの推進	> CSR活動報告（各CSRガイドラインの活動報告） 「CSRロードマップ 2025」のKPI達成状況（969KB） PDF マテリアリティから見た「CSRロードマップ 2025」（1.33MB） PDF